



平成28年 9月16日  
日本原子力発電株式会社

## 東海第二発電所及び敦賀発電所の 原子炉設置変更許可の補正申請について

当社は本年8月16日、東海第二発電所及び敦賀発電所の「使用済燃料の処分  
の方法」の一部を変更するため、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会  
に提出しました。

(平成28年8月16日 お知らせ済み)

その後の審査における原子力規制庁からのご指摘を踏まえ、本日、原子炉設置  
変更許可申請の補正書を原子力規制委員会に提出しました。

以 上

添付資料：東海第二発電所及び敦賀発電所 原子炉設置変更許可補正申請の概要

## 東海第二発電所及び敦賀発電所 原子炉設置変更許可補正申請の概要

## ○補正の内容（東海第二発電所の例）：

	補正前 (平成28年8月16日)	補正後 (下線部が補正箇所)
使用済燃料の処分の方法	<p>使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>ただし、使用済燃料再処理等積立金及使用済燃料再処理機構に引き渡されるまでの間は、平成12年3月30日付け<sup>*</sup>で許可を受けた記載を適用する。</p> <p>海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。</p> <p>海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</p> <p>また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p>	<p>使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。</p> <p><u>再処理等拠出金法に基づき使用済燃料再処理機構に使用済燃料再処理等積立金が引き渡されるまでの間又は拠出金を納付するまでの間は、当該積立金又は拠出金に係る使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</u></p> <p><u>また、使用済燃料再処理等積立金が引き渡され又は拠出金を納付した後であっても、再処理事業者に引き渡されるまでの間は、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</u></p> <p>海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。</p> <p>海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</p> <p>また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p> <p><u>ただし、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月30日付け<sup>*</sup>で許可を受けた記載を適用する。</u></p>

※敦賀発電所（1，2号機）については、平成13年6月22日付け